

4 国内発生早期

(1) 概要

ア 状態

国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内（隣県含む）で発生がない状態。

イ 目的

県内発生に備えて体制の整備を行う。

ウ 対策の考え方

国内での発生状況について注意喚起するとともに、県内発生に備え、医療体制、感染予防・まん延防止策、個人一人一人がとるべき行動について十分な理解を得るため、県等と連携して、医療機関、事業者、市民に対して、積極的な情報提供を行う。

市民生活及び経済活動の安定のための準備、予防接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。

住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

(2) 実施体制

ア 危機管理連絡室の設置継続

市は、危機管理連絡室の設置を継続する。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 市対策本部の設置

市は、速やかに市対策本部を設置する。

(3) 情報提供・共有

ア 危機管理連絡室における情報共有等の継続

市は、危機管理連絡室において、引き続き国、県、国際機関等からの情報を集約し、組織内外との情報共有を図るとともに、対策の検討を行う。

なお、緊急事態宣言がなされ、市対策本部を設置している場合は、市対策本部において行う。

イ 相談窓口等の体制充実・強化

市は、国・県からの要請に従い、国・県から配布される Q&A の改訂版等を受けて対応し、相談窓口等による適切な情報提供の実施ができるよう体制の充実・強化を行う。

ウ 情報提供

市は、国及び県が発信する情報を入手し、市民への情報提供に努める。

市は、新型インフルエンザ等の発生時における記者発表に当たっては、政府対策本部及び厚生労働省や県と情報を共有するとともに、発表の方法等については、これらの関係者やマスコミ関係者とあらかじめ検討を行っておく。

(4) 感染予防・まん延防止

ア 個人における対策の普及

市は、市民に対して、「新型インフルエンザ等の国内発生に関する情報」及び「市民が実施すべき感染予防・まん延防止対策」を中心に、発生時に国、県、市が実施する対策等への協力要請等についての情報を積極的に発信する。

〔参考〕

(ア) 県が個人に対して周知する情報（例）（国内発生早期に新たに情報提供するもの）

a 新型インフルエンザ等の国内発生についての正確な情報

(a) 発生状況

(b) 発生地域

(c) 確定診断の状況

(d) 健康被害の状況

b 新型インフルエンザ等に対する感染予防・まん延防止対策の周知徹底

(a) J R、航空機、路線バス等公共交通機関利用時や不特定多数の人が集まる閉鎖空間利用時、集会等各種行事への参加時のマスク着用励行の呼びかけ

c 救急車両の安易な利用の自粛の徹底

d 国内発生地域等の情報提供及び不要不急の旅行等の自粛要請

e 食料・生活必需品の継続的な備蓄に関する勧奨

f その他県が実施する対策の周知と協力要請

イ 多数の者が利用する施設への情報提供

市は、県からの要請に基づき、学校・保育所その他多数の者が利用する施設に対し、新型インフルエンザ等の感染対策の実施に資する目安等必要な情報を提供するとともに、施設の使用制限要請等の感染予防・まん延防止等対策の周知を行う。

ウ 施設の使用制限等への対応の準備要請

県内に緊急事態宣言がなされ、県が地域を指定して市民の外出自粛要請を行うこと、また、積極的に当該地域の全ての学校・保育所・通所社会福祉施設等の使用制限要請を行うことについて、市は、県からの要請に基づき、各施設に再度周知し、必要な準備を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう要請する。

エ 感染予防・まん延防止対策の実施準備

市は、県の勧奨に基づき、多数の人が利用する施設が、新型インフルエンザ等の流行中に事業活動を継続するにあたり、国の基本的対処方針をもとに新型インフルエンザ等の発生時に各施設において十分な感染予防・まん延防止等対策が行えるよう、必要な準備を行う。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し必要な準備を行うよう勧奨する。

[事業活動継続時に想定される感染予防・まん延防止対策例]

- (ア) 従業員や訪問者、利用者等が常に2メートル以上の距離にあり、互いの接触・接近を防止する等、新型インフルエンザ等の感染防止のための入場者の整理
- (イ) 従業員や訪問者、利用者等に対し、発熱等の症状がある場合の入場の禁止及びその事前の周知
- (ウ) 入口等に手指の消毒設備の場所を設置する
- (エ) 突発的に感染が疑われる訪問者、利用者等が来場した場合にも、十分な感染防止策を講じることができる体制を構築する

オ 地域保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、新型インフルエンザ等が発生し、大流行を経て終息に至るまでの間、保育所の継続的運営が確保されるように、休園保育所を地域で相互補完するため

の地域の保育計画に基づく対応の準備を行う。

保育士が確保できないなど、保育が実施できない状況になった時は、保育所は休園とする。場合によっては、保健センター等の地域資源を活用した一時預りを実施する。

カ 通所施設における保護者等への情報提供・準備要請

市は、県からの要請に基づき、保育所・通所社会福祉施設等の通所施設において、一時的に休業を実施することについての必要性や、育児・介護のために就労できない状況が生じることについて保護者・家族の理解を得るよう努めるとともに、一時的な休業中の子ども・利用者の感染予防に配慮した家庭での過ごし方等について、あらかじめ家庭で話し合うことを保護者・家族に提案する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し保護者等への情報提供や提案を行うよう要請する。

キ 学校、保育所、社会福祉施設等における集団感染発生時の報告準備の要請

市は、県からの要請に基づき、学校、保育所、社会福祉施設等の施設内で集団感染が発生した時に、速やかに県現地対策本部に報告（施設別発生報告）を行えるよう準備する。

市は、当該施設が民間施設である場合は、県からの要請に適宜協力し、当該施設に対し準備するよう要請する。

ク 市立施設の閉鎖や市主催イベントの中止検討

市は、新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、市立施設の閉鎖及び市主催のイベント・集会の中止を検討する。

(5) 予防接種

ア ワクチンの供給

県では、国においてワクチンが確保された場合には、速やかに供給できるよう準備を行う。市は、県等と連携して、これらの情報を収集し、予防接種体制の構築に役立てる。

イ 特定接種

市は、県、国と連携し、国の基本的対処方針を踏まえ、市職員の対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

ウ 住民接種

市は、県等と連携し、接種の順位に係る基本的な考え方、重症化しやすい者等の発生した新型インフルエンザ等に関する情報を踏まえた接種順位等に関する国の決定内容を確認する。

市は、国の指示を受けて、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、関係者の協力を得て、住民接種を開始する。

市は、国の指示を受けて、住民接種に関する情報提供を開始する。

市は、接種の実施に当たり、国及び県と連携して、全市民が速やかに接種できるよう、「第二章 基本方針」に基づく接種体制をとる。

エ モニタリング

市は、ワクチン接種を終了した段階で国が行うモニタリングに関する総合評価の状況を把握する。

<緊急事態宣言がなされている時>

ア 臨時の予防接種の実施

市は、市民に対する予防接種については、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

ア 県の対策への協力

市は、県等からの要請に応じ、県が行う対策等に適宜、協力する。

※県が行う医療に関する対策等（国内発生早期に新たに対策を行うもの）

(ア) 医療提供体制の確認

新型インフルエンザ等の県内発生に備えて、最新の利用可能病床数、各地区（医療圏）で構築する医療体制の確認を行う。

(イ) 医療機関による電話診療の準備要請

医師会等を通じ、全医療機関に対して、「電話診療」の準備を要請するとともに、電話診療が利用できる患者への事前登録の周知に努める。

<国内において緊急事態宣言がなされている時>

ア 臨時医療施設の設備準備の検討への協力

県は、県内において緊急事態宣言がなされる時を想定し、臨時医療施設の設置整備の検討を行う。

市は、県等からの要請に応じ、その取組等に適宜、協力する。

(7) 市民生活及び経済活動の安定

ア 要援護者への生活支援

(ア) 要援護者等への連絡

新型インフルエンザ等の発生後、市は、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。

イ 遺体の火葬・安置

(ア) 施設・人員の確保要請への対応

市は、県の協力を得て、新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備するものとする。併せて遺体の保存作業に必要な人員等の確保についても準備を進める。

ウ ライフラインの維持（上下水道、し尿処理、ごみ処理等）

(ア) 事業継続計画に基づく対応の準備

市は、上下水道、し尿処理、ごみ処理等の市民生活の維持に不可欠な機能が継続できるよう、事業継続計画に基づく対応の準備を行う。

<緊急事態宣言がなされている時>

(ア) 水の安定的な供給

水道事業者である市は、事業継続計画等で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

エ 生活関連物資の価格の安定等

<緊急事態宣言がなされている時>

(ア) 生活関連物資の価格の調査・監視

市は、市民生活及び経済活動の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

オ 緊急保育の実施

(ア) 緊急保育計画に基づく対応の準備

市は、県からの要請に基づき、社会機能の維持のため自宅保育等の対応ができない保護者（関係事業者等において、新型インフルエンザ等対策に従事する者）の保育におけるセーフティネット（いわゆる「緊急保育」）の体制を構築するために下記の項目について再度確認する。

- a 緊急保育の対象者の特定
- b あらかじめ指定した保育所等での保育の実施
- c 病院内保育施設を活用した保育の実施